



Contents

- P 2 はじめまして！「つみたてワニーサ」だよ。
- P 3 仮想通貨関係について
- P 4 「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について
- P 6 コーポレートガバナンス・コード改訂案と対話ガイドライン（案）の公表について
- P 8 ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルの公表について
- P 10 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等について
- P 13 「第 18 回日経 STOCK リーグ表彰式」に係る金融担当大臣賞の授与について
- P 14 第 2 回 日・UAE 財務金融協力セミナー等について
- P 15 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 20 お知らせ

はじめまして！「つみたてワニーサ」だよ。

積立は、ニーサ！



つみたてワニーサ

ある日突然人間界に現れた優しいワニ。
ゆっくり慎重派だけど、
みんなから信頼され愛されている。
どっしりと安定感のある背中には
いつもに何かを乗せて運んでいて、
不思議な尻尾は右肩上がりに成長していく。

この度、つみたて NISA のキャラクターが、「つみたてワニーサ」に決定いたしました。

今後、「つみたてワニーサ」は、ソーシャルメディアを通じた発信を行っていく予定です。

Twitter : [@Wa_nisa_FSA](https://twitter.com/Wa_nisa_FSA)

また、当庁作成のパンフレット等様々なところでの活躍を予定しておりますので、「つみたてワニーサ」をきっかけに、つみたて NISA や資産形成について、ご関心を持っていただけますと幸いです。

仮想通貨関係について

1 仮想通貨交換業者等に対する行政処分

平成 30 年 1 月 26 日（金）、コインチェック株式会社（登録申請中のみなし仮想通貨交換業者。以下、「当社」）において、当社が保有していた仮想通貨（NEM）が不正に外部へ送信された事故が発生したことを踏まえ、金融庁では仮想通貨交換業者及びみなし仮想通貨交換業者（以下、「業者」）に対し、システムリスク管理態勢に関する報告命令を行うとともに、順次、立入検査を行っています。

これまでの検査において、利用者保護の観点からシステムリスク管理や顧客資産の分別管理などに問題が認められた業者について、アクセス F S A 第 176 号で紹介した業者のほか、以下業者に対し行政処分を実施しました。（カッコ内は処分実施日）

【業務改善命令】

株式会社 LastRoots（4 月 6 日）

みんなのビットコイン株式会社（4 月 25 日）

【業務停止命令及び業務改善命令】

FSHO 株式会社（4 月 6 日）、株式会社エターナルリンク（4 月 6 日）、ブルードリームジャパン株式会社（4 月 11 日）、株式会社 B M E X（4 月 13 日）

また、改めて、昨年 9 月に金融庁・消費者庁・警察庁の連名で実施した以下の注意事項などについて、行政処分の公表に併せてお知らせしています。

- ・金融庁が仮想通貨の価値を保証したり、推奨したりするものではないこと
- ・仮想通貨は法定通貨ではないことや突然無価値になるリスクがあること
- ・仮想通貨に関する取引を行う際は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者かどうかを確認すること

2 「仮想通貨交換業等に関する研究会」について

仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交

換業者が破綻したことを受け、平成 29 年 4 月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行いました。

その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、業者における内部管理態勢等の不備が把握されました。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれます。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られます。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、平成 30 年 4 月 10 日（火）に第 1 回会合を開催したところです。

なお、「仮想通貨交換業等に関する研究会」に係る資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト「[政策・審議会等](#)」の中の「[審議会・研究会等](#)」から「[仮想通貨交換業等に関する研究会](#)」にアクセスしてください。

「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について

金融庁と法務省は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告・計算書類（以下「事業報告等」という。）の記載内容の共通化等を行いやすくするため、昨年 12 月 28 日に「[一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について](#)」を公表しました。

これを踏まえ、公益財団法人財務会計基準機構は、有価証券報告書と事業報告の記載内容の共通化を行う際の記載事例等を示した、「[有価証券報告書の開示に関する事項-「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応」-](#)」（以下「本取組」という。）を作成し、本年 3 月 30 日に公表しています。

同日に、金融庁と法務省は、本取組に掲げられた「作成にあたってのポ

イント」及び「次事例」は、関係法令の解釈上、問題ないものと考えられ、企業において、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化を行う際には、本取組が参考になるものと考えられる旨の「[「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について](#)」を公表しております。

なお、「本取組」の利用は、「大株主の状況」における所有株式数の割合の記載（「本取組」P13、14 参照）を除いては、企業の任意となり、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や一体化を希望する企業におかれましては、本取組に掲げられた 15 項目のうち、一部の項目についての共通化を行うことも可能であり、もちろん全ての項目について共通化することも可能と考えられます。

また、本取組は、開示書類を作成する方々から記載内容の共通化が行いにくいとの指摘があった項目を中心にまとめており、共通化ができる項目は、本取組に掲げられた 15 項目に限られず、例えば、「事業内容」などに関する記載については、有価証券報告書において求められている事項を記載することで記載内容を共通化することは可能と考えられます。

金融庁では、上記公表にあわせて、有価証券報告書と事業報告等との記載内容の共通化や両書類の一体化を希望する企業へのサポートのため、企業からの共通化等に係るご相談を受け付ける窓口を設置いたしました。記載内容の共通化等を行うにあたっての実務的な疑問等がございましたら、下記の受付方法及び留意事項をご参照の上、ご相談ください。

<受付方法>

総務企画局企業開示課「記載内容の共通化等サポート」担当宛てに、メールにてご相談ください。

メール : kyoutsuka@fsa. go. jp

<留意事項>

- ・必要に応じて、資料の提出等をお願いする場合がございます。
- ・ご相談の内容に応じて、より適当と思われる他機関の窓口をご紹介します可能性があります。

コーポレートガバナンス・コード改訂案と対話ガイドライン（案）の公表について

コーポレートガバナンス改革は、中長期的な企業価値の向上に向け、経営者による果敢な経営判断を促していくことを目的としています。

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの策定により、改革には一定の進捗が見られる一方、コーポレートガバナンス・コードへの形式的な対応は進んでいるものの、実質的に、なおこうした果敢な経営判断が行われていないのではないかといった指摘や、投資家サイドについても、対話の内容が形式的で、経営者に十分な気付きを与えるものにはなっていないのではないかといった指摘がなされています。

こうした指摘を踏まえ、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、昨年10月より改革の進捗状況を検証し、改革の深化に向けた議論を重ねてきました。

フォローアップ会議では、上場企業が中長期的な企業価値の向上を実現していく上での課題として、

- ・ 果敢な経営判断
- ・ 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資
- ・ 客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任
- ・ 取締役会の多様性の確保
- ・ 政策保有株式の縮減
- ・ 企業年金の専門性向上

の6つの点が指摘され、こうした課題に取り組んでいくため、企業による以下の取組みについて、投資家と企業が対話していくべきではないかとの議論が行われました。

<果敢な経営判断>

- ・ 事業ポートフォリオの見直しなどの果敢な経営判断とそれに基づく方針の明確化
- ・ 自社の資本コストの的確な把握

<戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資>

- ・ 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等の実施

- ・手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針の策定・運用

<客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任>

- ・客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任プロセスの確立（独立した指名委員会の活用等）

<取締役会の多様性の確保>

- ・取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力とジェンダー・国際性などの多様性の確保

<政策保有株式の縮減>

- ・政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化

<企業年金の専門性の向上>

- ・自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組み

フォローアップ会議においては、こうした取組みを促す形でコーポレートガバナンス・コードを改訂することが提言されるとともに、上記の取組みに関する機関投資家と企業との間の対話の実効性を高めるため、両コードの附属文書として「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定することも提言されました（「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」）。

現在、上記の提言を受け、コーポレートガバナンス・コード改訂案については東京証券取引所において、対話ガイドライン（案）については金融庁においてパブリックコメントを実施し、本年6月の株主総会シーズンまでの最終化に向け、作業を進めています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」の公表について](#)」（平成30年3月26日）にアクセスしてください。

ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルの公表について

ギャンブル等依存症対策については、平成 29 年 8 月 29 日に「ギャンブル等依存症対策の強化について」（ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）において、多重債務者相談窓口等においてギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理したマニュアルを整備する必要があるとされたところです。

金融庁では、こうした経緯を踏まえ、消費者庁、厚生労働省等の関係省庁と連携し、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルとして、相談対応に際しての一般的なフローやその留意点などを整理し、3月30日に公表を行いました。

ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル

当該マニュアルにおいては、「一般の方々向けの注意喚起」を盛り込んでおり、主な内容は以下のとおりとなっております。

1 ギャンブル等依存症とは

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることがあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておくとうつ病が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

2 ギャンブル等依存症からの回復に向けて

本人にとって大切なこと

- ・小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活を続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へとつなげていきましょう（まずは今日一日やめてみましょう。）。

- ・専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- ・同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

家族にとって大切なこと

- ・本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについては、「主体性」が重要です。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。借金の肩代わりは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。
- ・専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)など借金の問題に関する窓口は、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましょう。
- ・家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループにも参加してみましょう。

3 ギャンブル等依存症に関する相談窓口

借金問題を相談する窓口

- ・ [消費者ホットライン](#)
- ・ [多重債務者向け相談窓口（各地方ブロックの財務局内）](#)
- ・ [法テラス・サポートダイヤル](#)
- ・ [公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会](#)
- ・ [日本貸金業協会](#)
- ・ [全国銀行協会カウンセリングサービス](#)
- ・ [弁護士会（各地の弁護士会相談窓口）](#)
- ・ [各地の司法書士会一覧](#)

保健・医療関係の機関

- ・ [都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター](#)
- ・ [保健所](#)

ギャンブル等依存症の支援団体

- ・ [公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会](#)
- ・ NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会

自助グループ

- ・ [GA 日本インフォメーションセンター](#)（当事者）
- ・ [一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス](#)（家族・友人）

競技施行者・事業者におけるのめり込みに不安がある方への対応

- ・ [日本中央競馬会インフォメーションデスク](#)
- ・ [各地方競馬場における窓口](#)
- ・ 競輪に係る公益財団法人 JKA お客様相談コーナー
メール：webmaster@keirin-autorace.or.jp
- ・ オートレースに係る公益財団法人 JKA お客様相談コーナー
メール：webmaster@autorace.jp
- ・ [一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターサポートコール](#)
- ・ [認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク](#)

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等について

- 1 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」について
平成 17 年改正前の保険業法において、「保険業」は「不特定多数の者を相手方」とする保険の引受けと定義されており、「特定の者を相手方」とする保険の引受けを行う共済は、保険業法上の「保険業」に該当せず保険業法の適用がありませんでした。

このような状況の中で、監督法令がない、「根拠法のない共済」については、契約者保護等の観点から問題とされていたことを受けて、平成 17 年保険業法改正において、「根拠法のない共済」の受け皿として少額短期保険制度が創設されました。

その際に、従前から共済事業を行っていた者については、激変緩和のため、引受可能な保険金額の上限に経過措置が規定されました。

この経過措置は、平成 30 年 3 月末に期限が到来することとなっておりましたが、本則を超える金額の保険契約は、平成 29 年 3 月末時点で約 166 万人と、依然相当数存在していたため、保険契約者等への影響を踏まえ、経過措置を 5 年間延長する法律案を平成 29 年 11 月 17 日に国会に提出しました。

本法案は平成 30 年 3 月 30 日に成立し、平成 30 年 3 月 31 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されています。

2 「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」について

経過措置期間における引受可能な保険金額の上限については、保険業法施行令の一部を改正する政令に規定されています。

今般の改正では以下のとおり、引受可能な保険金額の上限の規模を縮小する改正を行いました。

- ①少額短期保険業者等が平成 30 年 4 月 1 日以降、保険の引受けを新たに行う場合には、1の被保険者につき、引き受け可能な上限額を本則に定める保険金額の2倍とする。
- ②平成 30 年 3 月末時点において少額短期保険業者と保険契約を締結している者については、既契約から切れ目なく保険加入し続ける場合に限って、直近の保険契約の保険金額を限度として、本則の2倍以上の保険金額による保険の引受けを可能とする。

本政令は、平成 30 年 3 月 31 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されています。

(参考) 保険区分別の引受可能な保険金額の上限

保険区分	17 年保険業法改正時		24 年保険業法改正時		今回の措置	
	本 則	経過措置 H18.4~ 25.3	経過措置 H25.4~30.3		経過措置 H30.4~35.3	
			既契約	新規契約	既契約	新規契約
死亡	300 万円	1500 万円	1500 万円	900 万円	更新前の 金額	600 万円
傷害死亡	600 万円	3000 万円	3000 万円	1800 万円		1200 万円
医療	80 万円	240 万円	240 万円	160 万円		160 万円
損害保険・ 低発生率 保険	1000 万円	5000 万円	5000 万円	3000 万円		2000 万円

3 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令では、少額短期保険業に係る経過措置適用業者に対し、

- ①経過措置適用期間に限って本則を超える保険金額での保険の引受けができることを保険契約者等に説明する義務（附則第37条の3）
- ②経過措置で認められている保険金額を超えて引受けを行うことのないよう適切な措置を講ずる義務（附則第38条）

を課しています。

今般の改正では、これらの義務に係る規定について、法律及び政令の改正内容を反映する改正を行いました。

本内閣府令は、平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日より施行されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[法令・指針等](#)」の中の「[国会提出法案等](#)」から、「国会提出法案（第195回国会）」における「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成29年11月17日提出、平成30年3月30日成立）」、「[報道発表資料](#)」から「[「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」等について](#)」（平成30年3月31日）、「[政策・審議会等](#)」の中の「[審議会・研究会等](#)」から「[少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議](#)」にアクセスしてください。

「第18回日経STOCKリーグ表彰式」に係る金融担当大臣賞の授与について

3月10日（土）、東京都千代田区において、(株)日本経済新聞社主催、野村ホールディングス(株)特別協力による中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第18回日経STOCKリーグ」の表彰式が行われました。

当コンテストは、バーチャルの株式売買シミュレーションを継続的、長期的に体験することで、長期保有の考え方や分散投資について学習した後、チーム内で議論して投資テーマを決定、ポートフォリオを構築し、レポートにまとめる株式投資学習プログラムで、平成12年から毎年開催されているものです。

今年も、愛媛県立松山東高等学校の「explorers ～夢とともに 道拓きゆけ いざ宇宙へ～」が最優秀賞作品として選ばれ、村井英樹大臣政務官から金融担当大臣賞が授与されました。

村井大臣政務官は、当表彰式での挨拶において、受賞者に向けて、「現代社会においては、様々な金融サービスや金融商品と関わりを持つこととなるため、金融に関する知識や判断力（金融リテラシー）を身に付け、向上させることは、生活の質を高めていくことにもつながる。引き続き学び続けてほしい。今後必ず役に立つと思う。」といった趣旨の発言をしました。



第2回 日・UAE 財務金融協力セミナー等について

3月26日（月）、当庁において、越智隆雄副大臣及びムバラク・ラーシド・ハミース・アル・マンズーリ UAE 中央銀行総裁等の出席のもと、金融庁と財務省の共催で第2回 日・UAE 財務金融協力セミナーが開催されました。

本セミナーでは、日本及び UAE 両国の経済情勢、インフラ投資、金融・資本市場、国際規制・財政健全化への対応、フィンテック、中小企業新興など様々な分野について、幅広い意見交換・情報共有を実施しました。



なお、本セミナー終了後、麻生太郎大臣は、マンズーリ UAE 中央銀行総裁による表敬訪問を受けました。

双方は、両国の金融・財政情勢について意見交換を行なった上で、セミナーの開催や人的交流の機会を通じて、両国の金融・財政分野における協力を一層推進していくことで合意しました。



※ 詳しくは金融庁ウェブサイトの「[国際関係情報](#)」の「その他」から「[第2回日・UAE 財務金融協力セミナー共同プレスリリース](#)」（平成30年3月26日）および「[マンズーリ UAE 中央銀行総裁による麻生副総理兼金融担当大臣への表敬](#)」（平成30年3月26日）にアクセスして下さい。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



[「ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～」](#)（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区豊が丘3-2-1 中央会館庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for investors, with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
直 通 : 03-3506-6627
 電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
直 通 : 03-3581-9854
 F A X : 03-5251-2198
 電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

